

熱中症見舞金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「本会」という。）が実施する熱中症見舞金制度（以下「本制度」という。）について、その運営方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次の（1）から（3）に掲げる用語の定義は、次の（1）から（3）までに定めるところによる。

（1）正会員

シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款の規定に基づき、理事会の入会承認を受けた者をいう。

（2）加入センター

本制度に加入するセンターをいう。

（3）就業中等

次の①から④までのいずれかに該当する間をいう。

① 加入センターが提供した仕事（シルバー人材センター連合の実施事業所が提供した労働者派遣又は職業紹介による仕事を除く。以下同じ。）に従事中。ただし、正会員の住居で仕事に従事している間を除く。

② 加入センターが提供した仕事に従事するため、加入センターの指定する場所と正会員の住居との間の通常の経路の往復中

③ 加入センターが主催し、又は指定する、仕事に関する知識や技能の付与を目的とした講習会、加入センターの総会、理事会及び各種運営会議(班会議、班長会議、委員会等)に出席中並びに講習会会場、総会、理事会及び各種運営会議会場と会員の住居との間の通常の経路の往復中

④ 加入センターが主催する就業の一環であるボランティア活動に参加中及び活動場所と会員の住居との間の通常の経路の往復

中

(補償対象者及び加入センターの役割)

第3条 補償対象者は、加入センターが管理する会員名簿に記載された全ての正会員とする。

2 加入センターは、本制度の申込者となるとともに、正会員からの見舞金の窓口となって請求等に係る手続(別表3-1~5の作成等)を行うものとする。

(加入等)

第4条 センターが、本制度に加入しようとするときは、別表1に定める加入申込書に所要事項を記載し、署名押印の上、指定された期日までに株式会社全福サービス(本制度の運営事務委託先)に提出するとともに、その指定する金融機関の預金口座に掛金を送金するものとする。

2 掛金の送金に係る振込み手数料は、加入センターが負担するものとする。

3 本制度に加入したセンターに対し、別表1-3に定める「熱中症見舞金制度加入証明書」を交付するものとする。

(見舞金を支払う場合及び支払額等)

第5条 本会は、この規約に基づき、補償対象者となる加入センターの正会員が、第2条(3)に定める「就業中等」に、医師の診断により熱中症と診断され、死亡又は1泊2日以上入院若しくは通院加療(日帰り入院を含む。)をした場合には、その請求により、別表2-1に掲げる金額を熱中症見舞金として、補償対象者(死亡の場合は法定相続人代表者)に支払うものとする。

(見舞金補償対象期間)

第6条 毎年6月1日(始期)から翌年5月31日(終期)までの間とする。

(中途加入)

第7条 センターは、いつでも本制度に中途加入することができる。ただし、

中途加入の場合、見舞金の支払の対象となる熱中症については、加入申込後、かつ、掛金が、株式会社全福サービスが指定する金融機関の指定口座に振り込まれた日の翌日以降に生じたものに限られる。

(脱退等)

第8条

(1) 脱退

- ① 加入センターは、第6条の「見舞金補償対象期間」の間に本制度を脱退することはできない。
- ② 加入センターは、第6条の「見舞金補償対象期間」満了後、翌事業年度も本制度への加入を継続しない場合は、別表1-4に定める「脱退申出書」に、必要事項を記入の上、株式会社全福サービスに提出するとともに、指定された期日までに、掛金の精算を行うものとする。

(2) 掛金の精算

掛金の精算は、見舞金補償対象期間の属する事業年度の確定正会員数（3月31日における当該加入センターの正会員数（全シ協年度統計報告値））に、正会員1人当たりの掛金の額を乗じることにより算出し、この額が当該見舞金補償対象期間における掛金としてすでに送金している額を超えるときは、その差額を、指定された期日までに、株式会社全福サービスが指定する金融機関の指定口座に、その差額を送金するものとする。

一方、この額がすでに送金している額を下回る場合には、その差額を、加入センターの指定口座に送金するものとする。

なお、加入センターが差額を送金する場合における振込手数料は、当該加入センターが負担するものとする。

(見舞金を支払わない場合)

第9条 次に該当する場合は、見舞金を支払わない。

- (1) 熱中症が補償対象者又はその親族の故意に起因する場合

- (2) 熱中症が補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合
- (3) 補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人代表者)が、見舞金の請求に要する提出書類を提出しなかった場合
- (4) 提出書類に知っている事実を記載しなかった場合
- (5) 提出書類に不実の記載をした場合
- (6) 見舞金の請求の目的となる熱中症が、見舞金補償対象期間経過後、次の見舞金補償対象期間に係る掛金を支払っていない間に生じている場合(掛金未納入期間における熱中症)

(見舞金支払事案が発生した場合の見舞金の請求)

第10条 補償対象者は(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人代表者)、本制度の見舞金の支払対象となる熱中症が発生した場合、速やかに所属する加入センターを通じ、株式会社全福サービスに、別表3-1、3-2、3-3又は3-4のいずれかの請求書及び別表3-5の認定書を提出する(死亡の場合は、別表2-2の3から6までの書類を添付する。)方法により請求するものとする。

(掛金の負担等)

第11条

(1) 掛金の額

加入センターは、以下の算式に基づき掛金を算出し、事業年度ごと、指定された期日までに、株式会社全福サービスに掛金を送金するものとする。

算式：正会員数×120円

(注) 別表1-1又は別表1-2に定める加入申込書の掛金の算出方式に従って、算出するものとする。

(2) 中途加入の場合

加入時期にかかわらず、掛金については(1)と同様の額とする。

(本制度の見舞金補償に係る損害保険会社)

第12条 本会は、本規約に基づき支払われる見舞金を担保するため、損害保険ジャパン日本興亜株式会社と保険契約を締結するものとする。

附 則

この規約は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日変更）

この規約は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日変更）

この規約は、平成29年6月1日から施行する。

別表 目次

- 別表1-1 熱中症見舞金制度 加入（中途加入）申込書（初年度用）
- 別表1-2 熱中症見舞金制度 加入申込書（継続用）
- 別表1-3 熱中症見舞金制度 加入証明書
- 別表1-4 熱中症見舞金制度 脱退申出書
- 別表2-1 熱中症見舞金額
- 別表2-2 熱中症見舞金請求に要する書類
- 別表3-1 熱中症見舞金請求書（死亡用）
- 別表3-2 熱中症見舞金請求書（2泊3日以上入院用）
- 別表3-3 熱中症見舞金請求書（1泊2日入院用）
- 別表3-4 熱中症見舞金請求書（通院加療・日帰り入院用）
- 別表3-5 熱中症見舞金請求に係るシルバー人材センター認定書